

税務調査についての10の心得

1. 自主申告は権利

自主申告こそ納税者の基本的な権利です。(国税通則法16条「納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし」)

2. 相手の身分確認を

税務署員の身分証明書(写真つき)・質問検査章を出させて相手の身分を確かめること。

3. 不都合なら断りを

突然の調査で都合が悪いときは、日を改めさせることができます。事前通知を要求しましょう。(事前通知の励行は第72国会で請願採択 国税庁・税務運営方針に明記)

4. 信頼できる立会人を

納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立会いの上ですすめること。(春日裁判「立会い理由の青色取り消しは不当」)

5. 調査理由を確かめよう

どんな用件で何の調査に来たのか、具体的な理由を確かめること。税務署員の言う「申告が正しいかどうかの確認」は理由にならない。「調査理由の開示」は第72国会で請願採択)

6. 調査は目的の範囲に

調査はその目的の範囲内に限定させること。(税務運営方針「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」)

7. 承諾なしの侵入は違法

納税者の承諾なしに工場内や店内に入ることは違法です。事務所、工場、店内、まして自宅で一人歩きさせないこと。(憲法35条「令状なしで侵入、搜索及び押収を受けることのない権利」)

8. 勝手な取調べは違法

調査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあげたりする調査は違法であるからハッキリ断ること。

9. 承諾なしの反面調査は断る

納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。(税務運営方針「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限り行う」)

10. 印鑑は命

印鑑は命。税務署員に捺印を求められた場合、どんな書類でもすぐ押さず、よく考えてからにすること。